

加須市観光ビジョン推進会議要綱

(平成24年7月19日市長決裁)

改正 平成31年4月24日一部改正

(設置)

第1条 加須市観光ビジョン(以下「観光ビジョン」という。)の実現に向けて、市民との協働による観光のまちづくりを推進するため、加須市観光ビジョン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 観光ビジョンの具体的かつ実践的な行動指針の提案
- (2) 観光ビジョンの進捗状況の確認及び実施した計画の効果の検証
- (3) その他観光ビジョンに関する重要事項の審議及び提案

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間企業、民間団体等の代表者
- (4) 市以外の関係行政機関の職員
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、特定の事項に関し調査し、及び研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、推進会議の委員のうちから、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会の委員の互選により定める。

4 専門部会の会議は、部会長が主宰する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、経済部観光振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の加須市観光ビジョン推進会議要綱第3条第2項の規定により委嘱された推進会議の委員は、この要綱による改正後の加須市観光ビジョン推進会議要綱第3条第2項の規定により委嘱された推進会議の委員とみなす。